

答申第115号
令和8年1月29日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長 森 雄亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和6年5月30日付け青総第48号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

入札一覧表等についての開示決定処分及び一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

別 紙

答 申

第1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が行った開示決定及び一部開示決定は、妥当である。

第2 諒問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和6年1月4日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、別表1のとおり行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件対象文書」という。）として次に掲げる文書（以下「入札一覧表等」という。）を特定した上で、別表2のとおり開示決定及び一部開示決定（以下「本件各処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

- (1) 予定価格調書
- (2) 開札一覧表（入札一覧表、開札（徴取見積書）一覧表）
- (3) 見積一覧表
- (4) 開札結果報告書
- (5) 入札書
- (6) 見積書
- (7) 入札辞退届

3 審査請求

審査請求人は、令和6年3月13日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件各処分を不服として、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

処分の取り消し、審査請求人の求める電磁的記録の開示を行うこととの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書等によると、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 担当課ごとに200枚を超える決定通知がされるが、請求人は必要な文書の開示を求めていいるだけであり、担当課がどこであるかについては開示請求対象ではないので関心がない。このように多数の決定通知を発出することは請求人に過度の負担を求めるものであり、正常な情報開示決定の在り方とは思えない。開示決定通知は青森県知事発出の1通にすべきである。

イ 受領した決定通知書を確認した限りにおいては、原本が紙であることを理由にすべて紙での開示決定されている。しかし当方の請求は電磁的記録である。また当方は原本であるか否かにこだわりはなく、厳密な正確性も問うていない。したがって決定通知は不作為であり、取り消すべきである。

ウ 情報化が進んだ近年、入札や契約情報は多くの自治体でデータベースや表計算ソフトで管理されており、手書きの文書を紙で管理し、電磁的記録が一切存在しない状況は通常は考えにくい。したがって、仮に当該請求にかかる項目の文書の電磁的記録が存在しないのであれば、相応の理由（電磁的記録はすべて個人管理で行われた）が必要と考える。

エ 以上のこととを第三者の視点含め審議頂きたく審査請求を行う。

(2) 反論書

ア 決定通知書について

実施機関は、弁明書で「開示請求に係る行政文書を現実に保有し、当該行政文書の内容を熟知している各課長等がその開示又は不開示を判断することが合

理的であると考えられる」ため、担当課ごとに200枚を超える決定通知を送付したと述べるが、このように多数の決定通知を送りつける形での情報開示は、請求者にいたずらに煩雑な手続きを強いることにより実質的に情報開示を拒むものであるから不当である。また、各課が作成した開示決定通知には以下のとおり不合理な点が多数含まれる。よって本開示決定は取り消されるべきである。

(ア) 開示決定通知書の通知名と実質が異なる

これは下記に述べるように実施機関の特定の範囲が狭いことが原因である。審査請求人が開示請求した対象となる文書に対して全部／一部かを判断したところ、実質は一部開示であるにも関わらず、全部開示という開示通知となっているものがある。

(イ) 特定された文書に何が記載されているのか不明

行政機関の長は、「当該行政機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる」（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）（以下「情報公開法」という。）第22条参照）とされている。審査請求人は、行政機関がどのような情報を持っているかを知らず実施機関と審査請求人の間には大きな情報の非対称性があるから、実施機関は審査請求人が特定の範囲を知ることができるように十分な情報を提供すべきである。しかし、本件ではそのような適切な情報提供がほとんどされていない。

また、各開示決定通知書の特定文書欄記載の具体的な文書名から審査請求人が、文書の内容を正確に知ることは不可能である。仮に、「開札一覧表」であれば一般的なフォーマットがある程度想定できるかもしれない。しかし、具体的な文書名のみが記載されている場合には、その文書に記載されている項目がまったく不明である。特定の範囲は審査請求人が不服を申し立てるか否かの判断にも大きく係わってくる。したがって、本件開示請求に対してどのような項目が記載されている文書が開示されているのかが、どの担当課から提出された文書なのかよりもはるかに重要である。それにも係わらず、開示決定通知書は、文書の内容を示さず文書名を記載するのみである。審査請求人の関心は文書の出所ではなく文書の内容と記載項目であるが、実施機関がその主張のとおり各担当課ごとに決定通知を出すことが適正な開示を考えるのであれば、各担当課が本開示請求に対して適切な情報提供といえる程度の記載がされた開示決定通知を発するべきである。

以上のように、各担当課の開示決定通知の足並みはそろっておらず、正確性にも欠けている。このような決定通知が200枚以上と大量に送られれば、審査請求人が開示の内容を把握することが非常に困難である。また、各処分に対して不服申し立てや請求を行う必要が生じるので、審査請求人のみならず実施機関にとってもそれぞれの処分を確認する必要が生じて事務処理上非常に負担が大きく、非効率である。開示請求書（本件開示請求に係る開示請求書をいう。以下同じ。）にも列挙しているように審査請求人の関心は開示

の項目であるのだから、開示決定通知書を1枚にして、各課でどのような項目についての文書が開示されるのか簡潔に記載があればよい。しかし実際に実施機関が行ったのは大量不正確な開示決定通知であるから違法ではないが著しく不当であり、処分は取り消されるべきである。

イ 本件対象文書の特定について

以下の3つの理由から、実施機関の文書の特定は著しく不当である。

(ア) 本件審査請求に対して紙媒体での開示を行う場合、電磁的記録不存在理由を記載すべきである

実施機関は、弁明書において「紙媒体の開示を求めるものではないと捉えることは困難である」と主張しているが弁明として失当である。審査請求人が問題としているのは、電磁的記録の不存在理由に一切触れずに一方的に紙媒体での開示を行っている点にある。開示請求書の文言からは、第一に電磁的記録の開示を求め、電磁的記録がない場合には電磁的記録の不存在理由を明示して紙での開示するよう求める趣旨が明白に読み取れる。例えば、上北地域県民局地域連携部は、別途電磁的記録不存在理由の妥当性について議論の余地があるものの、形式だけをみれば審査請求人が求める開示の形に近い方法で紙の開示を行っている。このように、電磁的記録の不存在理由を示す課が少数ながらいることからも、文書の文言から審査請求人の請求の趣旨が読み取れないと主張することはできないはずである。本件開示請求に対して、実施機関が紙での開示を行うのであれば不開示理由を明記することが適切な開示方法である。しかし、多くの担当課が初めから不存在理由を述べず紙の開示を一方的に行っており不適当な開示と言わざるを得ない。

(イ) 実施機関の特定の範囲が狭すぎる

実施機関は、弁明書において開示請求書記載の「『案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称』を一覧できる行政文書としては、個々の契約に係る入札一覧表等が該当する。」と述べる。この点について、前記ア(イ)でも述べたように、審査請求人は、開示請求書内で列挙された「項目がわかる文書」を請求しているのであって、それらの項目が一元化された文書である必要はない。よって、実施機関による特定の範囲は狭すぎる。

(ウ) 不開示部分があるにも関わらず、不開示理由の記載がない

審査請求人は、開示請求書で「なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。」という文言で、保存期間満了による廃棄の場合、文書の不開示理由を示すよう開示請求書で請求した。しかし、大半の課が不開示理由の記載をしていない。一方で、保存期間満了廃棄について言及している課もあることから、不開示理由を開示請求

書の文言から読み取れないという主張は不可能であろう。また、保存期間満了を不開示理由とする担当課であっても、文書の破棄日を示している課はごく少数である。これは、実施機関による杜撰な情報開示であり、適切な情報開示とはいえない。この点をもって、実施機関には適切な開示を行うという作為を怠ったという不作為がある。

(3) 意見書

ア 本件開示請求の対象行政文書の範囲、特定及び開示方法等に係る実施機関との間の具体的なやりとりについて

青森県庁の回答を否認する。審査請求人は特定の協力を拒んでいない。第一に、実施機関は公文書の交付を情報公開請求ではなく、任意の情報提供として行う提案をした。そして、審査請求人はこれを拒否し、請求書記載のとおり開示するよう求めた。第二に、審査請求人は、口頭での返答は認識の齟齬を生じさせるため、書面でのやり取りを求める趣旨で「開示請求書に記載された内容で判断してほしい。」旨伝えたにすぎず、補正に一切応じるつもりがないとの発言はしていない。

イ 「実質は一部開示であるにも関わらず、全部開示という開示通知となるいるものがある」との主張について

実施機関は、後記第4の2(3)のイにおいて、「開示請求に係る行政文書の特定に資する審査請求人の協力が得られなかった」と述べるが、審査請求人は上記アで述べたとおり、協力を拒んだ事実はない。

次に、実施機関は「各課等において現に保有している入開札一覧表等を特定することを基本として対応した」と述べるが、「入開札一覧表等」以外にも該当する文書がある可能性があるのに、一元化された文書のみに限定していることに合理性がない。

また後記第4の2(3)のエにおいて、実施機関は、入開札一覧表等以外で請求人が求めた内容がわかる文書について「現に保有しておらず、かつ、その保有していない理由が、作成していなかったからなのか、作成したもののが廃棄したからなのか、記録上明らかでないことから、本件各処分においては、本件対象文書として特定せず、決定通知書にその不開示を記載しなかったものである」と主張するが、記録がないのであれば、職員に直接照会をかけるなどすれば、保有していない理由は明らかになる。このような照会は、特定作業（開示の範囲の決定）の前提となる重要な作業であり、この照会を怠って、現に保有していない理由が不明であるから、「本件対象文書として特定」しないことは許されない。

ウ 「特定の範囲を知ることができるように十分な情報を提供すべきである。しかし、本件ではそのような適切な情報提供がほとんどなされていない」との主張について

後記第4の2(4)のイにおいて実施機関は、条例第18条では「開示請求をしようとする者に対する情報の提供を定めた規定であって、開示決定等の段階で、開示請求をした者に適用される規定ではない。」と述べるが、上記アでも述べたように、実施機関は請求人が書面でのやり取りを求めるべただけで、それが請求人が特定への協力を一切拒絶したと誤解し、その後一切の情報提供を行うことなく一方的に請求者の意図を酌まずに文書を特定した。これは、開示請求をしようとする段階で実施機関が情報提供義務を果たさなかつたことであるから、実施機関は、条例第18条に違反しているといえる。

エ 「電磁的記録の不存在理由に一切触れずに一方的に紙媒体での開示を行っている。開示請求書の文言からは、第一に電磁的記録の開示を求め、電磁的記録がない場合には電磁的記録の不存在理由を明示して紙での開示するよう求める趣旨が明白に読み取れる」との主張について

実施機関は「電磁的記録を保有していないが、紙の媒体を保有している場合に、紙の媒体による開示があれば、電磁的記録を保有していないとしても、そのことは不開示の理由とならないから、通知に「電磁的記録不存在」理由付記の義務はない」と主張する。しかし、このような主張は認められない。請求人は電磁的記録での開示を一義的に求めており、紙媒体での開示は「不存在の場合の代替措置」として許容している。仮に、請求人が紙媒体での開示を一切認めず、「～という情報がわかる電磁的記録」の請求を行った場合、電磁的記録が存在であるとして不開示決定および電磁的記録不存在理由の付記が行われるはずである。そうであれば、上記との均衡上、一義的には行政文書（電磁的記録）の開示を求めている本件開示請求において、紙媒体での開示のみを行うのであれば、「電磁的記録不存在」理由を付記すべきである。行政手続きにおける理由付記とは、行政庁が不利益処分をする際に、その理由を処分書や通知書に記載することをいう（行政手続法（平成5年法律第88号）8条の趣旨が地方自治体にも妥当する。）その理由付記の目的は、行政庁の判断の公正妥当性を担保し、行政の恣意を抑制することである。電磁的記録ではなく、紙での開示される場合、請求人は電磁的記録の取得をあきらめ、紙での開示に甘んじざるをえないという不利益を被る。よって、本件は不利益処分であるから、その処分の理由を付記すべきであって、電磁的記録の不存在理由が不開示決定通知に記載されるべきである。

オ 「開示請求書内で列挙された「項目がわかる文書」を請求しているのであって、それらの項目が一元化された文書である必要はない。よって、実施機関によ

る特定の範囲は狭すぎる」と主張していることについて

実施機関の「決定通知書の分量が膨大になるため、開示範囲を狭めた」という主張は合理性を欠く。審査請求人は入札に関するデータの文書形式を問わず広く求めている。「情報の正確性は問わない」との記載は、情報が不正確であることを理由に不開示とされることを防ぐためのものであり、開示範囲を狭める趣旨ではない。また、「開示の範囲を広げると事務負担が増えるため、請求人は本来少ない情報を求めているはずだ」という論理は破綻している。審査請求人が不服を申し立てているのは、いたずらに請求人の手数を増やし開示請求する意欲を失わせる行為である。特に本件で、入札一覧表等という一種の文書を開示するのに、200を上回る開示決定通知が届き、その中身を精査するよう請求人に強いていることは、請求人の知る権利を著しく侵害し、情報公開制度の趣旨を没却するものであり許されない。

(4) 口頭意見陳述

- ア 本件については意見書等で記載したとおりであるが、青森県庁以外に多くの自治体に本件開示請求と同様な請求をしており、本件各処分が他自治体と比較して特異であったため、本件審査請求を行ったものである。
- イ 開示決定等通知書が約200件送付されたが、請求内容は電磁的記録、すなわちデータ形式での開示を求める趣旨である。情報公開請求は、国の法律でも電磁的記録による開示が保障されている。データとして情報を得ることで活用する方も大勢いる。紙媒体での提供がなされると情報公開の趣旨が損なわれる。紙媒体と電磁的記録は本質的に異なる。この点が十分に理解されていない。
- ウ 各課の開示決定通知は、不存在理由が曖昧かつ統一性に欠ける。
- エ 各課に対応が委ねられていることで、条例の趣旨に基づいた適切な開示決定が行われていない。また、電磁的記録に関する審査請求人の希望を十分酌みとっていない。
- オ 補正に応じなかつた点や電磁的記録に関する意見について意見書にも記載している。また、各課からの通知内容には論理的に一貫性が欠ける部分が見受けられる。
- カ 実施機関は、審査請求人が特定作業に協力しなかつたので、合理的に判断して特定した部分を開示すれば全部開示したことになると主張するようであるが、例えば、2013年から2022年までの文書を請求した場合、その一部年度

が開示されていない（不存在による不開示となっている）のであれば、一部開示とされるべきである。反論書に各課からの開示状況を整理した一覧表を添付したが、各課の対応が統一されていない。

キ 各課の開示決定通知に審査請求人が不服申立てを行う際、各課の課長に理由が足りないなどと申し立てることが情報公開の趣旨や迅速な事務処理に資するのか、考慮していただきたい。

ク 条例第18条について、実施機関は「開示請求段階での情報提供に関する規定であり、開示請求者が開示決定後にその適用を受けるものではない」としている。しかし、条例第18条の適用は、開示請求の前後、開示決定の前後で変わることはない。「予定価格調書等」の具体的な説明や廃棄日を具体的に示すことといった審査請求人が必要とする情報を提供する義務がある。

ケ また、多数の決定通知が送付されたが、合理的コントロールが行われているか疑問を呈さざるを得ない。他自治体に比べ青森県の決定通知書はクオリティが低い。

コ エクセルやワードなどで作成されたデータがあるにもかかわらず、それらが「公式文書ではない」とされ、紙で出しているのではないか。

サ 不存在理由についても信じられない書き方である。こういったことは市町村では見られるが、青森県において各課がこのような対応をしているのであれば、そのような体制でいいのか、疑問を挟まざるを得ない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件各処分の理由は、弁明書等によると、おおむね次のとおりである。

1 弁明書

(1) 決定通知書について

審査請求人は、「担当課ごとに200枚を超える決定通知がされるが、請求人は必要な文書の開示を求めているだけであり、担当課がどこであるかについては開示請求対象ではないので関心がない。このように多数の決定通知を発出することは、請求人に過度の負担を求めるものであり、正常な情報開示決定の在り方とは思えない。開示決定通知は青森県知事発出の1通にすべきである。」と主張す

る。

まず、当実施機関において行う条例第11条に基づく開示決定等については、青森県事務専決代決規程の定めるところにより、原則として、本庁各課及び出先機関（以下「各課等」という。）の長（以下「各課長等」という。）の専決事項とされている。これは、各課長等が文書管理者として行政文書の保存に関する事務を行うものとされ（青森県文書取扱規程）、条例に基づく開示決定等に当たっても、開示請求に係る行政文書を現実に保有し、当該行政文書の内容を熟知している各課長等がその開示又は不開示を判断することが合理的であると考えられるためである。

審査請求人による本件対象文書としては、後記(2)で述べるとおり、各課等が保有する入札一覧表等とすることが妥当であると判断されたことから、各課等が保有する入札一覧表等について、各課長等が開示又は一部開示の決定を専決したところである。

この結果、本件開示請求に対する決定通知書が相当の通数に上ることとなったものであるが、決定通知書を1通としなかったことにより本件開示請求に係る開示決定等の判断が異なることはならないから、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように条例を解釈し、及び運用しなければならないという条例第3条の規定に照らしても、本件開示請求に係る決定通知書を1通としなかつたことが違法、不当であるとはいえない。

なお、各課等ごとに作成された決定通知書については、審査請求人に細切れに届くことのないよう、本件開示請求を受け付けた窓口（総務学事課）において可能な限り取りまとめて発送したところである。

(2) 本件対象文書の特定について

ア 紙媒体である入札一覧表等を特定した理由について

審査請求人は、「受領した決定通知書を確認した限りにおいては、原本が紙であることを理由にすべて紙での開示決定されている。しかし当方の請求は電磁的記録である。」と主張する。

この点、開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄には「工事及び工事関連委託業務を除くすべての契約（中略）についてそれぞれの案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称（中略）可能ならば予定価格（税抜き）（中略）等がわかるデータ。（中略）当該データが不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書。」と記載されているところ、この記載をもって、本件開示請求が電磁的記録のみの開示を求めるものであって紙媒体の開示を求めるものではないと捉えることは困難である。

一方で、開示請求書記載の「案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称」を一覧できる行政文書としては、個々の契約に係る入札一覧表等が該当する。そして、当実施機関では各

課等において入札を執行しており（青森県事務委任規則、青森県事務専決代決規程）、各課等において入開札一覧表等を保有しているところである。

以上のことから、本件各処分では、本件対象文書として各課等が保有する入開札一覧表等を特定したものである。

イ 電磁的記録を特定しなかった理由について

(ア) 審査請求人は、「決定通知は不作為であり、取り消すべきである。」と主張する。

この点、本件審査請求書において審査請求人自ら「審査請求に係る処分の内容」及び「審査請求に係る処分があつたことを知った年月日」を共に記載しているとおり、本件開示請求に対しては、開示又は一部開示の決定すなわち本件各処分が行われていることから、不作為の状態にはない。

しかし、本件審査請求書で審査請求人は、「3 審査請求の趣旨」において、「電磁的記録の開示を行うことを求める。」とし、「4 審査請求の理由」の(2)において「しかし当方の請求は電磁的記録である。」と主張していることを踏まえれば、審査請求人による上記「決定通知は不作為であり、」との主張については、本件各処分において本件対象文書として電磁的記録が特定されなかつたことをもって不作為と捉えたものであると解し得ることから、以下、本件対象文書として電磁的記録を特定しなかつた理由を述べる。

(イ) まず、開示請求書には「可能ならば（中略）わかるデータ」と「当該データが不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書」との記載があることから、本件開示請求をもって電磁的記録のみの開示を求めたものであるとは認められない。

(ウ) 次に、審査請求人は、本件審査請求書において「当方は原本であるか否かにこだわりはなく、厳密な正確性も問うていない。」と主張するが、条例による開示請求制度は、実施機関の保有する情報を処理・加工して開示請求者に提供させる機能まで付与するものではなく、開示請求時点において存在する記録があるがままの状態で開示するものである。

(エ) さらに、審査請求人は、「情報化が進んだ近年、入札や契約情報は多くの自治体でデータベースや表計算ソフトで管理されており、手書きの文書を紙で管理し、電磁的記録が一切存在しない状況は考えにくい。したがって、仮に当該請求にかかる項目の文書の電磁的記録が存在しないのであれば、相応の理由（電磁的記録はすべて個人管理で行われた）が必要と考える。」と主張する。

この点、まず、入札後に作成することとなる契約書等には、落札者以外の入札者名やその応札額等を記録する必要はないものである。

また、開示請求書記載の「2013年度から2022年度の間に一般または指名競争入札で発注した調達契約のうち、工事及び工事関連委託業務を除くすべて

の契約」についていえば、開札の際、担当職員が紙の様式に直接、手書きで応札額等必要事項を記入しているものであって、当該様式に記載した情報を一覧できる電磁的記録を別途作成する必要がなかったものである。

したがって、開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄中の「案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称」の情報が一覧できる行政文書としては、入札を執行した各課等において保有する紙媒体である入開札一覧表等が該当することから、本件対象文書として入開札一覧表等を特定し、一方、前記情報を一覧できる電磁的記録については、作成する必要はなく、保有もしていないことから、本件対象文書として電磁的記録を特定しなかったものである。

そして、前記(イ)で述べたとおり、本件開示請求をもって電磁的記録のみの開示を求めたものであるとは認められないことから、本件各処分に係る決定通知書において、電磁的記録を保有していない理由を逐一記載しなかったものである。

ウ 以上の理由から、本件各処分では、本件対象文書として、紙媒体である入開札一覧表等を特定したものであり、並びに電磁的記録を特定せず、及びその理由を逐一記載しなかったものである。

2 当審査会からの質問事項について説明した書面

(1) 本件開示請求の対象行政文書の範囲、特定及び開示方法等に係る審査請求人との間の具体的なやりとりについて

ア 開示請求書には開示を求める具体的な行政文書の名称が記載されていなかつたことから、本件開示請求の受付に当たっては、担当職員から審査請求人に対して、本件開示請求の趣旨や本件対象文書として特定すべき行政文書の範囲等を確認しようとした。

イ 具体的には、開示請求書に記載された各項目が一覧できる行政文書としてはまずもって入開札一覧表等が該当すること、入開札一覧表等は電磁的記録ではなく紙媒体でしか保有していないこと、これを開示することとなった場合は相当の分量となり、写しの交付に要する費用が相当額になると見込まれることについて、審査請求人に説明し、審査請求人の意思を確認して事務を進めようとしたのである。

しかし、審査請求人は「開示請求書の補正には一切、応じるつもりはない。開示請求書に記載された内容で判断してほしい。」旨述べるにとどまった。

ウ このように、本件対象文書を特定するための当方からの情報提供が審査請求人に拒否され、当該行政文書の特定に資する審査請求人の協力が得られない中

で、本件各処分を行わざるを得ないこととなったものである。

(2) 本件対象文書として特定した具体的な行政文書名について

本件対象文書として特定した行政文書は、次に掲げる文書のことである。

- ア 予定価格調査
- イ 開札一覧表（入開札一覧表、開札（微取見積書）一覧表）
- ウ 見積一覧表
- エ 開札結果報告書
- オ 入札書
- カ 見積書
- キ 入札辞退届

(3) 審査請求人が「実質は一部開示であるにも関わらず、全部開示という開示通知となっているものがある。」と主張していることについて

ア 反論書において審査請求人が何をもって「実質は一部開示」と「判断」したのか必ずしも定かでないが、文脈から推察するに、決定通知書上、平成25年度（2013年度）から令和4年度（2022年度）までの一部年度に係る文書に言及していない「開示」決定をして「実質は一部開示」と取り扱っていると思われる。

イ この点、開示請求書にみられる「○○がわかる文書」といった、開示請求に係る行政文書の具体的な名称が記載されておらず、開示請求者の主觀的要素が含まれる開示請求については、開示請求に係る行政文書として特定した行政文書の範囲に疑義が生じかねないことから、開示請求者に確認を求める等その範囲を画定することが望ましいといえるが、本件開示請求では、前記(1)に係る説明のとおり、開示請求に係る行政文書の特定に資する審査請求人の協力が得られなかつたものである。このことをも踏まえると、本件各処分において、本件対象文書としていかなる行政文書を特定すべきかについては、開示請求書の記載から通常読み取れる範囲で実施機関が合理的に判断して特定すれば足りると考える。各課等において現に保有している入開札一覧表等を特定することを基本として対応したのは、このような理由によるものである。

ウ 本件各処分のうち、審査請求人が「実質は一部開示」と「判断」したものの中から一例を挙げれば、令和6年1月16日付け指令第55号による行政文書開示決定（総務部税務課所管分）では、本件対象文書として平成31年度（2019年度）から令和4年度（2022年度）までに作成した8件の行政文書を

特定しており、平成30年度（2018年度）以前に作成した行政文書は特定されていない。

エ このように、本件各処分に係る決定通知書に具体的な名称を記載した行政文書以外の行政文書については、抽象的には本件開示請求の対象となり得るとしても、現に保有しておらず、かつ、その保有していない理由が、作成していなかったからなのか、作成したもののが廃棄したからなのか、記録上明らかでないことから、本件各処分においては、本件対象文書として特定せず、決定通知書にその不開示を記載しなかったものである。

オ なお、審査請求人が主張するとおり、本件各処分の中には、保存期間満了による廃棄を理由とする一部開示決定が行われているものも認められるが、これは、作成及び廃棄が記録上明らかな行政文書につき、保有していない当該行政文書を不開示とする旨記載して一部開示決定を行ったものである。

(4) 審査請求人が「特定の範囲を知ることができるように十分な情報を提供すべきである。しかし、本件ではそのような適切な情報提供がほとんどなされていない」と主張していることについて

ア 審査請求人は「本件ではそのような適切な情報提供がほとんどなされていない。」と主張しているが、本件各処分に係る決定通知書には本件対象文書として特定した行政文書の名称を具体的に記載しているから、審査請求人のこの主張が本件対象文書として特定した行政文書の範囲を知ることができないと趣旨であれば、失当である。

イ また、本件開示請求は、条例に基づくものであり、情報公開法第22条は適用されない。同条に相当する条例第18条では「行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずる」とされているが、これは開示請求をしようとする者に対する情報の提供を定めた規定であって、開示決定等の段階で、開示請求をした者に適用される規定ではない。

ウ なお、審査請求人は、反論書ア(イ)の見出しを「特定された文書に何が記載されているか不明」としているところであるが、行政文書の開示に関する決定通知書とは、開示請求に係る行政文書として特定した行政文書について、開示、一部開示又は不開示の決定をした旨を通知する文書であり、特定された当該行政文書に記載されている内容を記載することまで求められているものではない。

(5) 審査請求人が「電磁的記録の不存在理由に一切触れずに一方的に紙媒体での開

示を行っている。開示請求書の文言からは、第一に電磁的記録の開示を求め、電磁的記録がない場合には電磁的記録の不存在理由を明示して紙での開示するよう求める趣旨が明白に読み取れる」と主張していることについて

ア 開示決定等における理由付記は、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を「不開示」とする場合に「「不開示」の理由」を決定通知書に記載することが求められているものである。

イ 開示請求書では、電磁的記録を保有していない場合には紙媒体での開示を求める趣旨が記載されている。換言すれば、電磁的記録及び紙媒体のいずれをも保有していないことを理由として不開示とし、その保有していない理由を何ら決定通知書に記載しなかった場合に、初めてその当否が問われ得ることとなるものである。

ウ 本件対象文書の特定に当たって、開示請求書に記載された各項目を一覧できる電磁的記録についてはその保有を確認できなかったものの、紙媒体である入開札一覧表等については一部を除き保有していたことから、本件対象文書として紙媒体である入開札一覧表等を特定することとしたものである。

エ 条例は、情報が記録されている媒体を特定して開示を求める権利を付与したものではない。特定の媒体に記録されている行政文書（以下「特定媒体」という。）について開示を求める旨付記された開示請求があつた場合において、当該特定媒体を保有していないものの、当該特定媒体以外の媒体に記録されている行政文書（本件各処分に即し、以下「入開札一覧表等」と置き換える。）を保有しているときは、当該開示請求に係る行政文書として入開札一覧表等を特定した上で、不開示情報が記録されている場合を除き、入開札一覧表等を「開示」する決定を行うこととなる。この場合、開示請求に係る行政文書として特定媒体（本件開示請求に即し、以下「電磁的記録」と置き換える。）を特定する必要はなく、仮に電磁的記録を保有していないとしても、そのことは開示請求に対する「「不開示」の理由」とならない。電磁的記録を保有していないことが「「不開示」の理由」とならない以上、電磁的記録を保有していない理由を「「不開示」の理由」として付記しなければならないこととはならない。開示請求書のとおり、電磁的記録を保有していない場合には紙媒体での開示を求める趣旨が記載されている場合はなおさらである。

(6) 審査請求人が「開示請求書内で列挙された「項目がわかる文書」を請求しているのであって、それらの項目が一元化された文書である必要はない。よって、実施機関による特定の範囲は狭すぎる」と主張していることについて

一般的に、開示決定等において特定された行政文書に記録されている情報と同一の情報が当該行政文書ではない「他の行政文書」にも記録されていることはあり得るが、開示請求書のように、開示請求に係る行政文書の具体的な名称が記載されておらず、「〇〇（複数の項目）がわかる文書」の開示を求められたときに、開示を求められている複数の項目を一覧できる行政文書を保有しているにもかかわらず、開示を求められている項目が一部でも記録されている「他の行政文書」を更に検索及び特定し、その開示を求めることは、通常、開示請求者の本意でないと考える。

審査請求人の主張に従い、開示を求められている項目が一部でも記録されている「他の行政文書」をも本件対象文書として特定し、当該特定された行政文書について、逐一、開示決定等を行い通知することとなれば、決定通知書（添付文書を含む。）の分量が膨大になることが見込まれるところであるが、開示請求書に「情報の厳密な正確性は問わない。」と記載し、本件審査請求で決定通知書の分量に不服を申し立てている審査請求人の本意であるとは考え難い。

第5 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない。」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件各処分が妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件各処分の妥当性について

(1) 紙媒体である入札一覧表等を特定したことについて

ア 審査請求人は「情報化が進んだ近年、入札や契約情報は多くの自治体でデータベースや表計算ソフトで管理されており、手書きの文書を紙で管理し、電磁的記録が一切存在しない状況は考えにくい。」、「受領した決定通知書を確認した限りにおいては、原本が紙であることを理由にすべて紙での開示決定されている。しかし当方の請求は電磁的記録である。また当方は原本であるか否かにこだわりはなく、厳密な正確性も問うていない。したがって決定通知は不作為であり、取り消すべきである。」、「エクセルやワードなどで作成されたデータがあるにもかかわらず、それらが「公式文書ではない」

とされ、「紙で出しているのではないか」、「電磁的記録に関する審査請求人の希望を十分酌みとっていない」と主張する。

イ この点、本件開示請求については、以下のとおりの事情が認められる。

- (ア) 開示請求書の「開示請求をする行政文書の名称」欄には、開示を求める電磁的記録に記録又は文書に記載された情報の項目が列挙されているものの、予定価格調書や開札一覧表等、特定対象となる具体的な行政文書の名称が記載されていないこと。
- (イ) 本件開示請求の受付を担当した職員が、特定すべき行政文書を確認するため審査請求人に口頭で確認を行ったところ、審査請求人からは「開示請求書に記載された内容で判断してほしい」旨の発言があったこと。
- (ウ) 実施機関の説明によると、開示請求書に列挙された情報の項目が網羅的に記載されている行政文書として紙媒体の入開札一覧表等が存在し、一方で、前記情報を一覧できる電磁的記録を保有していないとされ、これを覆すに足りる事情は認められないこと。
- (エ) 開示請求書に列挙されている各項目のいずれか一項目でも記録されている行政文書を全て特定するとすれば、検索及び特定の作業に加え、開示又は不開示の判断に膨大な時間と労力を要すると見込まれること。

ウ 以上の各事情を踏まえると、審査請求人が求める情報を一覧できる行政文書として紙媒体の入開札一覧表等が存在し、これを開示請求書の記載から通常読み取れる行政文書として特定したことは、開示請求書に記載された文言の合理的解釈の範囲内であって、実施機関が紙媒体の入開札一覧表等を特定したことをもって違法又は不当とは言えない。

(2) 本件各処分に係る決定通知書について

ア 電磁的記録を保有していない理由の記載について

審査請求人は「仮に当該請求にかかる項目の文書の電磁的記録が存在しないのであれば、相応の理由（電磁的記録はすべて個人管理で行われた）が必要と考える。」と主張するが、前記(1)のとおり、本件対象文書として紙媒体の入開札一覧表等を特定したことが違法又は不当とは言えない以上、電磁的記録は本件対象文書には該当しないことを前提に、開示（一部開示）決定通知書（以下「決定通知書」という。）に電磁的記録を保有していない理由を記載しなかつたとしても、違法又は不当とは言えない。

イ 廃棄したことが明らかでない行政文書を本件対象文書として特定しなかつたことについて

開示請求書には「保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日等を明示する等、不存在の理由を明示ください。」と記載されているところ、審査請求人は「不開示部分があるにも関わらず、不開示理由の記載がない」、「2013年から2022年までの行政文書の請求に対し、その一部年度が開示されていない（不存在による不開示となっている）のであれば、一部開示とされるべきである」などと主張する。

確かに、本件各処分の中には、特定年度に係る行政文書の特定をせずに開示請求に係る行政文書の全部を開示する決定（以下「全部開示決定」という。）をしているものがある。

しかし、本件開示請求は、開示請求をする行政文書が「2013年度から2022年度の間に一般または指名競争入札で発注した調達契約」に係る行政文書であるにとどまり、請求対象文書の範囲に関する開示請求者との間の具体的なやりとりなしに、「2013年度から2022年度の間」が期間内の各年度を特定する記載であると確定するのは困難である。

また、本件開示請求は、対象となる行政文書を、電磁的記録又は文書の名称等をもって特定するのではなく、行政文書に記録された情報の項目を列挙することによって広く特定するものであるところ、地方自治体が競争入札を経て締結する契約には、工事及び工事関連業務に係る契約を除いても、業務委託や物品購入等、様々な種類のものがあり得るほか、毎年度締結する契約もあれば、断続的又は単発での契約もある。そのため、契約によっては、過去の年度内の行政文書が存在しない場合、廃棄によって不存在であるのか、そもそも締結された契約がなかったのか不明であり、不存在の理由を明示することができないものもある。

以上の事情をも踏まえると、実施機関が、開示請求書の記載から、特定される行政文書として2013年度から2022年度までの期間内に発注した工事及び工事関連委託業務を除く全ての契約の電磁的記録又は文書と解し、この期間内で特定された行政文書を開示することをもって全部開示決定をしたとしても、違法又は不当とは言えない。

ウ 決定通知書の発出について

審査請求人は「担当課ごとに200枚を超える決定通知がされるが、請求人は必要な文書の開示を求めており、担当課がどこであるかについては開示請求対象ではないので関心がない。このように多数の決定通知を発出することは請求人に過度の負担を求めるものであり、正常な情報開示決定の在り方とは思えない。開示決定通知は青森県知事発出の1通にすべきである」、「各課の開示決定通知に審査請求人が不服申立てを行う際、各課の課長に理由が足りないと申し立てることが情報公開の趣旨や迅速な事務処理に資するのか」などと主張するが、「知事が保有する行政文書の開示等に

関する事務取扱要綱」（平成12年3月15日制定）では、「担当課等は、開示決定等をした場合は、開示請求者に対し、行政文書開示決定通知書、行政文書一部開示決定通知書、行政文書不開示決定通知書により通知するものとする。」と規定しており、開示請求に係る行政文書を管理している担当課等において、開示又は不開示を判断し、及び決定通知書を発出することに一定の合理性が認められることから、本件各処分に係る決定通知書の発出は妥当である。

エ 条例第18条の趣旨について

条例第18条について、審査請求人は、開示請求をしようとする者にとどまらず、開示請求をした者や開示決定等を受けた者にも適用されるべきである旨主張し、同条を根拠に、開示請求に係る行政文書として特定された行政文書を具体的に説明すべきである、保有していないとされた行政文書の廃棄日を具体的に示すなど、審査請求人が必要とする情報を提供する義務があると主張する。

しかし、条例第18条は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、開示請求をしようとする者に対する情報の提供等について定めた規定であるから、審査請求人の主張は採用できない。

なお、上記の点をおいても、実施機関は、開示請求書に関して審査請求人に問い合わせ、その回答を前提として、開示請求書の記載を合理的に解釈したうえで本件各処分を行ったのであるから、実施機関の対応が情報提供義務に違反するといった違法又は不当は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件各処分は妥当である。
よって第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別記のとおりである。

別表 1

貴県が2013年度から2022年度の間に一般または指名競争入札で発注した調達契約のうち、工事及び工事関連委託業務を除くすべての契約（例えば、物品購入、賃貸借並びに工事関連以外の委託業務等）についてそれぞれの案件名、入札日、すべての入札者名、そのそれぞれの入札金額（税抜き）及び落札者の名称と、可能ならば予定個格（税抜き）、調査基準価格（税抜き）、最低制限価格（税抜き）等がわかるデータ（文字・数字等のコード情報がExcelやワード、Acrobat等の市販のソフトウェアで読み取り可能な電磁的記録を指す）。情報の厳密な正確性は問わない。当該データが不存在ならば理由を明示したうえで紙の文書。なお保存期間等により上記全部または一部がわかる文書が存在しない場合は、破棄された公文書名および破棄年月日を明示する等、不存在の具体的な理由を明示ください。

別表2

項番	部局等	課・所等	開示（一部開示） 決定日	開示（一部開示） 決定の内容
1	総務部	財政課	令和6年1月18日	開示
2	総務部	人事課	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
3	総務部	行政経営課	令和6年2月13日	一部開示 (保有していない)
4	総務部	総務学事課	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
5	総務部	税務課	令和6年1月16日	開示
6	総務部	市町村課	令和6年1月18日	一部開示 (第7条第1号)
7	総務部	財産管理課	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
8	企画政策部	企画調整課	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
9	企画政策部	交通政策課	令和6年1月17日	開示
10	企画政策部	統計分析課	令和6年1月18日	開示
11	環境生活部	県民生活文化課	令和6年1月17日	開示
12	環境生活部	青少年・男女共同参画課	令和6年1月18日	開示
13	環境生活部	環境政策課	令和6年1月18日	開示
14	環境生活部	環境保全課	令和6年1月18日	開示
15	環境生活部	自然保護課	令和6年1月18日	開示
16	環境生活部	環境保健センター	令和6年1月18日	開示
17	健康福祉部	健康福祉政策課	令和6年1月18日	開示
18	健康福祉部	がん・生活習慣病対策課	令和6年1月17日	開示
19	健康福祉部	医療薬務課	令和6年1月18日	開示
20	健康福祉部	保健衛生課	令和6年1月18日	開示
21	健康福祉部	高齢福祉保険課	令和6年1月17日	開示
22	健康福祉部	こどもみらい課	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)

23	健康福祉部	障害福祉課	令和6年1月17日	開示
24	健康福祉部	動物愛護センター	令和6年1月18日	開示
25	健康福祉部	十和田食肉衛生検査所	令和6年1月17日	開示
26	健康福祉部	田舎館食肉衛生検査所	令和6年1月17日	開示
27	健康福祉部	子ども自立センターみらい	令和6年1月17日	開示
28	健康福祉部	あすなろ療育福祉センター	令和6年1月18日	開示
29	健康福祉部	さわらび療育福祉センター	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
30	健康福祉部	精神保健福祉センター	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
31	商工労働部	商工政策課	令和6年1月18日	開示
32	商工労働部	地域産業課	令和6年1月18日	開示
33	商工労働部	新産業創造課	令和6年1月18日	開示
34	商工労働部	労政・能力開発課	令和6年1月18日	開示
35	商工労働部	青森高等技術専門校	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
36	商工労働部	弘前高等技術専門校	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
37	商工労働部	八戸工科学院	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
38	商工労働部	むつ高等技術専門校	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
39	商工労働部	障害者職業訓練校	令和6年1月17日	開示
40	農林水産部	農林水産政策課	令和6年1月18日	開示
41	農林水産部	総合販売戦略課	令和6年1月17日	開示
42	農林水産部	構造政策課	令和6年1月17日	開示
43	農林水産部	畜産課	令和6年1月17日	開示
44	農林水産部	林政課	令和6年1月18日	開示
45	農林水産部	農村整備課	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
46	農林水産部	水産振興課	令和6年1月18日	開示

47	農林水産部	漁港漁場整備課	令和6年1月18日	開示
48	農林水産部	営農大学校	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
49	県土整備部	監理課	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
50	県土整備部	整備企画課	令和6年1月18日	開示
51	県土整備部	道路課	令和6年1月18日	開示
52	県土整備部	河川砂防課	令和6年1月18日	開示
53	県土整備部	港湾空港課	令和6年1月18日	開示
54	県土整備部	都市計画課	令和6年1月17日	開示
55	県土整備部	建築住宅課	令和6年1月18日	開示
56	県土整備部	青森空港管理事務所	令和6年1月18日	開示
57	危機管理局	防災危機管理課	令和6年2月13日	一部開示 (保有していない)
58	危機管理局	消防保安課	令和6年2月16日	一部開示 (保有していない)
59	危機管理局	原子力安全対策課	令和6年2月1日	開示
60	危機管理局	消防学校	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
61	危機管理局	原子力センター	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
62	観光国際戦略局	観光企画課	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
63	観光国際戦略局	国際経済課	令和6年1月18日	開示
64	観光国際戦略局	美術館	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
65	エネルギー総合対策局	エネルギー開発振興課	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
66	エネルギー総合対策局	原子力立地対策課	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
67	国スポ・障スポ局	総務企画課	令和6年1月18日	開示
68	国スポ・障スポ局	施設調整課	令和6年1月18日	開示
69	出納局	会計管理課	令和6年1月18日	開示
70	東青地域県民局	県税部	令和6年1月17日	開示

71	東青地域県民局	地域健康福祉部（保健総室）	令和6年1月18日	開示
72	東青地域県民局	地域健康福祉部（こども女性相談総室）	令和6年1月18日	開示
73	東青地域県民局	地域農林水産部	令和6年1月17日	開示
74	東青地域県民局	地域農林水産部（青森家畜保健衛生所）	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
75	東青地域県民局	地域農林水産部（東青地方水産事務所）	令和6年1月18日	一部開示 (保有していない)
76	東青地域県民局	地域整備部	令和6年2月14日	開示
77	中南地域県民局	地域連携部	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
78	中南地域県民局	地域健康福祉部（保健総室）	令和6年1月17日	開示
79	中南地域県民局	地域農林水産部	令和6年1月17日	開示
80	中南地域県民局	地域整備部	令和6年1月17日	開示
81	三八地域県民局	地域連携部	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)
82	三八地域県民局	地域農林水産部	令和6年1月17日	開示
83	三八地域県民局	地域農林水産部（農村整備庁舎）	令和6年1月17日	開示
84	三八地域県民局	地域農林水産部（八戸家畜保健衛生所）	令和6年1月16日	開示
85	三八地域県民局	地域農林水産部（三八地方水産事務所）	令和6年1月16日	開示
86	三八地域県民局	地域整備部	令和6年2月9日	開示
87	西北地域県民局	地域連携部	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)
88	西北地域県民局	地域健康福祉部（保健総室）	令和6年1月17日	開示
89	西北地域県民局	地域農林水産部（五所川原庁舎）	令和6年1月16日	開示
90	西北地域県民局	地域農林水産部（鰯ヶ沢庁舎）	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)
91	西北地域県民局	地域農林水産部（農村整備つがる庁舎）	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)
92	西北地域県民局	地域農林水産部（農村整備五所川原庁舎）	令和6年1月16日	開示
93	西北地域県民局	地域農林水産部（つがる家畜保健衛生所）	令和6年1月16日	開示
94	西北地域県民局	地域農林水産部（西北地方水産事務所）	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)

95	西北地域県民局	地域整備部	令和6年1月18日	開示
96	上北地域県民局	地域連携部	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
97	上北地域県民局	地域健康福祉部（保健総室）	令和6年1月17日	開示
98	上北地域県民局	地域健康福祉部（福祉こども総室）	令和6年1月17日	開示
99	上北地域県民局	地域農林水産部	令和6年1月16日	一部開示 (保有していない)
100	上北地域県民局	地域農林水産部（農村整備庁舎）	令和6年1月16日	開示
101	上北地域県民局	地域農林水産部（十和田家畜保健衛生所）	令和6年1月17日	開示
102	上北地域県民局	地域整備部	令和6年1月31日	開示
103	下北地域県民局	地域連携部	令和6年1月17日	一部開示 (保有していない)
104	下北地域県民局	地域健康福祉部（保健総室）	令和6年1月17日	開示
105	下北地域県民局	地域農林水産部（むつ家畜保健衛生所）	令和6年1月16日	開示
106	下北地域県民局	地域農林水産部（下北地方水産事務所）	令和6年1月16日	開示
107	下北地域県民局	地域整備部	令和6年1月17日	一部開示 (第7条第1号)

（注）「開示（一部開示）決定の内容」欄中括弧内の理由は不開示理由である。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和6年5月30日	・実施機関からの諮問書を受理した。
令和6年7月3日	・実施機関からの弁明書を受理した。
令和6年9月11日	・審査請求人からの反論書を受理した。
令和6年10月25日 (第163回審査会)	・審査を行った。
令和6年11月29日 (第164回審査会)	・審査を行った。
令和6年12月20日 (第165回審査会)	・審査を行った。
令和6年12月24日	・実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和7年1月16日	・実施機関からの書面を受理した。
令和7年1月24日 (第166回審査会)	・審査を行った。
令和7年2月13日	・審査請求人からの意見書を受理した。
令和7年2月21日 (第167回審査会)	・審査を行った。
令和7年3月21日 (第168回審査会)	・審査を行った。
令和7年4月25日 (第169回審査会)	・審査を行った。
令和7年5月23日 (第170回審査会)	・審査を行った。
令和7年6月27日 (第171回審査会)	・審査を行った。
令和7年7月25日 (第172回審査会)	・審査を行った。

令和7年8月13日	・審査請求人からの口頭意見陳述申出書を受理した。
令和7年8月22日 (第173回審査会)	・審査を行った。
令和7年12月19日 (第177回審査会)	・口頭意見陳述の手続を実施した。 ・審査を行った。
令和8年1月23日 (第178回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
金子 輝雄	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
渋田 美羽	国立大学法人弘前大学人文社会科学部講師	
熨斗 佑城	弁護士	会長職務代理者
森 雄亮	弁護士	会長

(令和8年1月29日現在)